

62—03 P

**原査定において進歩性がないとして拒絶した出願を
審判では新規性を否認して拒絶するのが適当と
判断した場合の取扱い**

原査定において引用刊行物を示し進歩性がないとの拒絶理由により拒絶査定した特許出願の拒絶査定不服審判において、その出願に係る発明は原査定において示されたものと同じの引用刊行物記載の発明により新規性を否認して拒絶するのが適当と判断したとき（進歩性については課題等の相違により否認するのが困難なとき等）は、改めて拒絶理由を通知する。特に補正却下した場合には注意して対応する。

ただし、請求人が新規性についても意見を述べる等の対応をしていることが実質的にも形式的にも明白なときは、改めて拒絶理由を通知しないで審決してもよい（注 1～3）。

（注 1）[東高判昭 59.9.26（昭 56（行ケ）8号）](#)

（注 2）[東高判平 1.5.31（昭 62（行ケ）225号）](#)

（注 3）東高判平 3.11.21（平 3（行ケ）82号）

（改訂 H27.2）